

# 速報! 2022年度版 制度改定のお知らせ



2022年4月以降の制度改定についてお知らせします。

## 保険料の更新月を『10月』に変更します

前年の所得情報を取得し保険料算定を行うために、2022年度から保険料の更新月をこれまでの6月から10月に変更します。(2022年6月の保険料の更新は行いません)

## 保険料算定のもととなる世帯所得は、『前年』所得に変更します

2022年度の保険料から、前年所得をもとに保険料を決定します。前年の所得を使うことで、より生活実態に近い保険料となります。

## 保険料算定方法の変更

### 1 保険料額は公平性を高めます

現在の保険料は、家族保険料も含めて、所得に対する負担率が18.6%以上(2級の家族5人世帯)~7.7%以下(11級の単身世帯)となっています。家族保険料の廃止とあわせて、世帯総所得に対して、保険料の負担率がほぼ同じ(約9.9%)になるよう、保険料を見直します。(表参照)

### ● 新保険料 [共済会費1,300円含む]

等級	年齢/所得	現行保険料	新保険料
初級	23歳未満	10,200	<b>10,200</b>
1級	30歳未満	13,600	<b>13,600</b>
2級	200万円未満	16,000	<b>15,800</b>
3級	250万円未満	19,400	<b>19,900</b>
4級	300万円未満	23,100	<b>24,100</b>
5級	350万円未満	26,800	<b>28,200</b>
6級	400万円未満	30,500	<b>32,400</b>
7級	500万円未満	36,300	<b>38,600</b>
8級	600万円未満	41,900	<b>46,900</b>
9級	700万円未満	46,800	<b>55,100</b>
10級	800万円未満	51,400	<b>63,400</b>
11級	800万円以上	55,900	<b>71,700</b>

### 2 家族保険料を廃止にします

現在の保険料は、家族一人につき2500円を加算しています。10月から家族保険料を全面的に廃止します。家族加入者の半数以上が「子ども」です。子育て世代の負担を軽減します。

## 子育て世帯に対する保険料還付金

子育て世帯に対する経済負担軽減策として、11月末時点で加入している未就学児の人数に応じて一人当たり12,000円の保険料を還付します。

## 育児休業中の保険料免除

組合員本人のうち、事業所の従業員(雇用保険に加入し育児休業給付の受給資格があるもの)について、育児休業期間(育児休業給付の受給期間中、子が1歳になるまで)の保険料を免除します。